

「地方都市の未来をつくるゼミ」の一般聴講者を募集

◎内容等

期 日	講義内容	講師	場所
12/12(土)	発明の時代へようこそ!	西村 浩(建築家・ワークヴィジョンズ代表取締役)	リナシティかのや 2階ギャラリー
12/13(日)	コミュニティから生まれるまちのにぎわい	木藤 亮太(株式会社油津応援団取締役)	リナシティかのや 2階情報研修室
1/16(土)	まちのリブランディング	加藤 寛之(都市計画家)	
2/20(土)	地域づくりの新潮流	松永 安光(建築家・近代建築研究所代表)	

- ◎時間 10時30分～12時
- ◎定員 各30人(定員になり次第締切)
- ◎受講料 各講義500円(資料代)
- ◎参加方法 各講義の開催場所

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行っています

- ◎内容 母子・父子・寡婦家庭の子どもの高校、大学、短大、専修学校などへの進学に必要な費用の無利子での貸付
- ◎資金の種類と貸付限度額
- ◎修学資金
内容 修学に必要な授業料、書籍代、通学費、下宿代などに充てる費用
貸付限度額 月額18,000円～64,000円
- ◎就学支度資金
内容 入学に必要な入学金、アパート敷金などに充てる費用
貸付限度額 40,600円～590,000円
- ※学校の種類、公・私立の別、自宅・自宅外通学の別により貸付限度額に違い有り
- ◎振込日 申込から1～2か月後
- ◎返済開始時期 学校卒業から6か月後
- ◎返済期限
- ◎返済資金 貸付を受けた期間の3倍以内(専修学校一般課程の場合は5年以内)
- ◎就学支度資金 7年以内(専修学校一般課程及び修業施設

で当日受付
※受付開始は各講義とも10時
圓街のにぎわいづくり協議会
☎45-6004

平成28年度鹿屋看護専門学校の入学生を募集

- ◎募集人数 30人
- ◎受験資格 高校卒業又は平成28年3月までに卒業見込みの人 など
- ◎受付期間 12月8日(火)～平成28年1月19日(火) 17時まで
- ◎試験日 平成28年1月24日(日)
- ◎合格発表日 平成28年2月2日(火)
- ◎受験料 10,000円
- ◎申込方法 鹿屋看護専門学校に置いてある入学願書に必要な書類を添えて直接又は郵送



鹿屋看護専門学校
〒893-0064
鹿屋市西原3丁目7-40
☎44-6360

平成27年度ITセミナー(大隅地区)の参加者を募集

- ◎内容 新たな情報発信の手法として定着しつつあるWeb動画の作成方法や効果的な活用術を学ぶセミナー
- ◎講師 ㈱スプラム代表取締役 竹内 幸次
- ◎日時 12月18日(金) 13時30分～15時30分
- ◎場所 鹿屋商工会議所2階会議室
- ◎対象者 大隅地区の農工商連携や6次産業化などの新事業展開を考えている事業者、中小事業者、個人商店の経営者 など
- ◎定員 50人程度(定員になり次第締切)
- ◎参加料 無料
- ◎申込方法 ホームページ(<http://www.kic.or.jp/catsounu/38809/>)から申し込むか、市産業振興課(市産業支援センター内)に置いてある「参加申込書」に必要な事項を記入し FAX
- ◎申込期限 12月16日(水)
- ◎かごしま産業支援センター
☎099-219-1275
FAX 099-219-1279

土砂の流出防止のお願い

- 畑や荒地などの民有地から流出した土砂等で、側溝が埋まり排水機能を損なっている場所があります。
- 災害防止と生活環境向上のため、土地所有者及び土地管理者は、流出防止の処置や流出した土砂の除去等をお願いします。
- 道路上の穴等を発見した場合、ご連絡を!
- 市では、歩行者や運転手の皆さんが安全に道路を通行できるように、道路の整備を進めるとともに、道路パトロールを行い、随時点検補修を行っています。もし、道路上に穴等の損傷を発見した時は至急ご連絡ください。
- ◎市道路建設課(4階)
☎31-1128



お知らせ

鹿屋市プレミアム商品券「子育て応援販売」を行います

- ◎内容 1冊10,000円の商品券で12,000円分の買い物ができる商品券の販売
- ◎販売日時 12月7日(月)～9日(水) 14時～21時
- ※商品券が無くなり次第締切
- ◎販売場所 鹿屋商工会議所1階
- ◎販売対象者 市内に住所を有し、平成9年4月2日以降生まれの子どもを3人以上扶養している世帯
- ※子供1人につき商品券1冊を購入可能
- ※7月に販売されたプレミアム商品券を購入した人も購入可能
- ◎購入時に必要なもの
- ◎扶養している子どもの保険証
- ◎免許証等の住所が確認できるもの
- ◎利用期限 平成28年1月17日(日)
- ◎市商工観光課(2階)
☎31-1164

年末年始の交通事故防止運動が始まります

- 12月10日(木)から平成28年1月10日(日)まで、「年末年始マナーアップで事故防止」をスローガンに「年末年始交通事故防止運動」が実施されます。これから年末年始にかけて、暗くなる時間も早まり交通事故が増える傾向にあるため、特に注意が必要です。
- 次のことに注意して交通事故を防止しましょう。
- ◎3ライト運動(早めのライト、トンネル内ライト、原則上向きライト)を実施しましょう。
- ◎夜間外出時は反射材や懐中電灯を活用しましょう。
- ◎ドライバーは高齢者を見かけたら、思いやりの運転を心がけましょう。
- ◎飲酒運転は犯罪です。同乗者も罰せられます。絶対にやめましょう。
- ◎市安全安心課(3階)
☎31-1124



消費生活センターだより

～こんな相談ありました③～

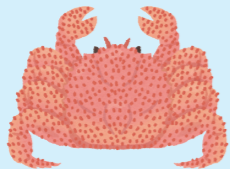
相談事例

「いいカニが入ったので、以前購入してもらった方へ連絡しています。」
という電話がかかってきた。

過去にカニを買った覚えは無かったので、「要りません」と言って一度は断った。

しかし、しつこく勧められ、根負けしてカニを買うことになったが、契約をやめたい。

(70代男性)



◎市消費生活センター(2階) ☎31-1169

アドバイス

クーリング・オフ
できます

- ◎カニなどの生鮮食品も、契約書面を受け取って8日以内はクーリング・オフできます。
- ◎「要らない」と言っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。
- ◎不要なときは、キッパリと断りましょう。あいまいな返事は禁物です。
- ◎「おかしいな」、「困ったな」と思ったら、早めに消費生活センターへ相談してください。

